〇藤井寺市子ども・子育て会議規則

平成25年9月1日規則第41号

藤井寺市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市子ども・子育て会議条例(平成25年藤井寺市条例第20号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織、運営その他子ども・子育て会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の日の5日前までに会議の招 集及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りで はない。

(代理人の出席等)

- 第3条 会長は、委員が会議に出席できない場合にあって、当該委員からあらかじめ申し出があった ときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(記録の作成)

- 第4条 議長は、会議について、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。
  - (1) 会議開催の日時及び場所
  - (2) 出席委員
  - (3) 議事の概要

(庶務)

- 第5条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども育成室子育て支援課において行う。 (委任)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。